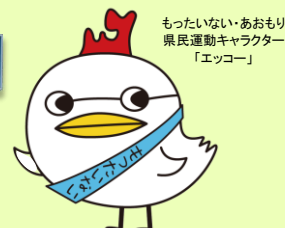


事業所・オフィス・ビルオーナーの皆さまへ

貴社の事業所・オフィスの古紙を無料で回収します！^{*}

「十和田地区オフィス町内会」

参加事業者募集中！！



青森県は、全国と比べて一般廃棄物の排出量が多く、リサイクル率が低迷しています。特に事業系ごみの排出量が多く、その中でも古紙のリサイクルが進んでいないことが課題となっています。このため、青森県では、事業所やオフィスから排出される古紙のリサイクルを促進するための「オフィス町内会」のネットワークづくりを進めています。

環境負荷の少ない事業活動の一つとして、「十和田地区オフィス町内会」に参加し、一緒に古紙の減量化・リサイクルに取り組みましょう！

★入会申込書は、青森県庁ホームページからダウンロードできます。
まずは、インターネットで検索を！

十和田地区オフィス町内会

検索

※一般古紙は無料で回収します。「機密文書」は取り扱っておりませんのでご了承ください。

■オフィス町内会に参加するメリット

① 環境活動への貢献によるイメージアップ

オフィス町内会に参加し、古紙リサイクルに積極的に取り組むことにより、企業や地域のイメージアップにつながります。また、紙ごみの減量化に伴う、省資源・省エネルギーの取組が地球温暖化の防止につながります。

② 事業活動に伴う経費の削減

可燃ごみとして処理する場合、通常、市町村において有料で処理されることとなりますが、本システムでは無料で回収するので、コストダウンにつながります。また、紙ごみの減量化に努めることにより、仕事の効率化や合理化を考える気運づくりにつながります。

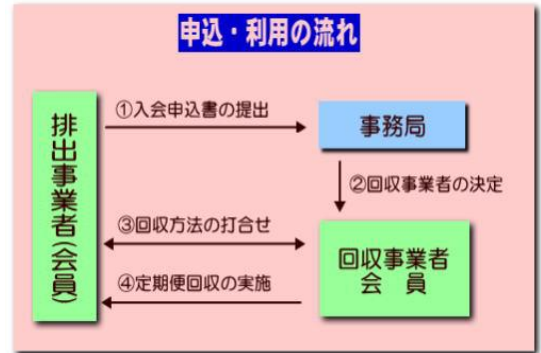
■オフィス町内会のしくみ

オフィス町内会では、会員となつていただいた排出事業者のもとに、会員である回収事業者が回収定期便を運行し、古紙を無料で回収します。

回収した古紙は、製紙会社に搬入され、製紙会社において再生利用(リサイクル)されます。

■ 申込・利用のながれ

- ① オフィス町内会に参加希望する排出事業者は、入会申込書を事務局(窓口)に提出し、排出事業者会員となります。
- ② 事務局(窓口)は、回収事業者と調整し、担当する回収事業者会員を決定します。
- ③ 排出事業者会員と回収事業者会員が、回収品目、回収日(頻度)等について打合せをします。
- ④ 回収事業者会員は、定期便回収を行い、回収した古紙は製紙会社へ搬入します。



■ 取扱品目・回収料金

取扱品目	回収料金
① 一般古紙 (段ボール、新聞、その他の紙等)	無料

※機密文書は取り扱っておりません。

■ 回収事業者会員

回収事業者会員	住所	電話番号
(株)遠藤商店	十和田市東十六番町5番3号	0176-23-4850
(株)十和田ビルサービス	十和田市西十三番町37-9	0176-23-4982

※回収に伺う回収事業者会員は、事務局(窓口)と回収事業者会員との調整により決定します。

■ 利用相談・申込窓口

名称	事務局(窓口)	対象地域
十和田地区 オフィス町内会	●事務局(窓口) (株)遠藤商店 十和田市東十六番町5番3号 電話 0176-23-4850 FAX 0176-22-1661 E-mail miya@endou4850.co.jp	十和田市、七戸町、 六戸町、東北町、 おいらせ町、 五戸町、新郷村

■ 入会申込書は、青森県庁ホームページ

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/aomori-office-chonai-kai-00.html>)
からもダウンロードできます。

■ 入会申込書に必要事項をご記入のうえ、ファックス、メール、郵送によりお申し込みください。

■ お気軽に事務局窓口までお問い合わせください。